

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想(案)



令和8年〇月
鹿児島県指宿市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・	5
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が 目標とすべき農業経営の基本的指標・・・・・・・・・・	20
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成 に関する事項・・・・・・・・・・	27
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・	29
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・	31
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する 地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関 する事項・・・・・・・・・・	31
(1)	協議の場の開催時期・・・・・・・・・・	31
(2)	開催に係る情報提供の方法・・・・・・・・・・	31
(3)	協議の場の参加者・・・・・・・・・・	31
(4)	協議すべき事項・・・・・・・・・・	32
(5)	相談窓口の設置・・・・・・・・・・	32
(6)	農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準・・・・・・・・	32
(7)	地域計画の策定の進め方（関係機関との関わり方等）・・	32
(8)	地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方・・・・・・・・	32
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・	32
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進・・・・・・・・・・	32
(2)	区域の基準・・・・・・・・・・	32
(3)	農用地利用改善事業の内容・・・・・・・・・・	33
(4)	農用地利用規程の内容・・・・・・・・・・	33
(5)	農用地利用規程の認定・・・・・・・・・・	33
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定・・	34
(7)	農用地利用改善団体に対する指導、援助・・・・・・・・・・	34
(8)	農用地利用改善団体の勧奨等・・・・・・・・・・	35
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を 受けて行う農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・	35
(1)	農作業の受委託の促進・・・・・・・・・・	35
(2)	農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等・・・・・・・・	35
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進 に関する事項・・・・・・・・・・	36

5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・	36
	(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策 との連携・・・・・・・・・・	36
	(2) 推進体制等・・・・・・・・・・	36
第7	その他・・・・・・・・・・	37

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の基本的な方向

本市は、薩摩半島の最南端、鹿児島湾口に位置し、東は鹿児島湾を隔てて大隅半島と相対し、北は県都・鹿児島市、西は畑作地帯が広がる南九州市と隣接している。当該地域は、池田湖を水がめとして、水を供給する南薩畑地かんがい事業が完工し、地域農業の振興に大きく寄与している。

本市における農業の経営形態は、年平均気温19度と暖かい気候を活かした秋冬作と春作を中心とする、そらまめ、えんどう類、かぼちゃをはじめ、オクラ、キャベツ、さつまいも等の露地野菜を主幹作物とした比較的大規模な経営と、オクラやえんどう類等を施設と露地で組合せて栽培する経営、観葉植物、キク類、グラジオラス等の花き類を中心とした経営、マンゴーや不知火等の果樹を主体とする経営、工芸作物（葉たばこ）等と野菜類を組み合わせた経営が行われ、さらに、肉用牛や養豚等の多頭飼育による専門経営や他品目との複合による畜産経営等、南薩畑地帯総合土地改良等の基盤整備と水利用や温暖な気候を活かした農業生産が展開されている。

今後も、野菜類を中心に南薩の食料供給基地の形成を目指しながら、担い手を中心に高収益、高付加価値作物の導入を進めて、産地化を図ることとし、経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域農業の発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 目標とすべき所得水準、労働時間等の考え方

本市は、地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市の優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり380万円）（注1）（注2）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、認定新規就農者や新規就農者、農業への参入を希望する企業など意欲を持って農業経営を営み又は営もうとする者（個人又は法人）に対して、農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）を活用した経営改善を推進するとともに、家族経営協定の締結等による配偶者・後継者の経営参画を促進する。

特に、有効期間の終期を迎える認定農業者が、自らの経営内容を点検し、改善すべき点を明確にした上で、新たに経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図れるよう、新たな経営改善計画の作成を促進する。

さらに、青年等就農計画の終期を迎える認定新規就農者は、継続的に自らの経営改善に

取り組むことが重要であることから、認定農業者への円滑な移行を推進する。

また、経営改善計画に記載された農業経営の規模を目標年度までに達成できるよう、農地中間管理事業及び地域計画推進事業等を活用するとともに、認定農業者に対する農用地の集積・集約化を推進する。

(注1) 年間農業所得の例(2人の場合)

主たる従事者380万円程度＋専従者給与90万円程度＝470万円程度

(注2) 団体経営体の場合、「主たる従事者」は「構成員」に読み替える

3 指宿市担い手育成総合支援協議会の考え方

市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向や、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者や農業への参入を希望する企業等も含めた多様な農業者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業並びにその他の措置を総合的に実施する。

そのために市は、指宿市農業委員会(以下「農業委員会」という。)、いぶすき農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、南薩地域振興局等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、指宿市担い手育成総合支援協議会(以下「市担い手協議会」という。)を設置し、集落段階における農業の将来展望と、それを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や農業法人及びこれら周辺農家に対して、市担い手協議会が主体となって経営改善支援活動や経営相談会等を行い、地域の農業者が主体性を持って、自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

4 経営体育成の考え方及び農地の面的集積の考え方

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対し、現在実施している農業委員会を核とした農地の利用集積に係る情報の収集・提供活動の一層の活発化や、農業委員・農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動の強化に加え、地域計画に基づく地域の話合い活動により、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて農地の利用集積を進める。

特に農地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項)の積極的な活用を図り、地域ごとの農地の利用の実態に配慮して円滑な面的集積を推進する。

水田農業については、開闢地域をはじめとして、1区画1haを基準に整備し農地の集積化を図り、水田受委託組合等を活用しながらその確立を目指す。

今後の農地利用を担う経営体への農地の集約化を進めるに当たっては、地域内の農地の過半が担い手に集約・集積され、地域計画の策定が図られているとみなされている地域について、農業委員会などの関係者参加の下、改めて地域内の農地の所有者・耕作者の意

向確認のアンケートを行い、そのアンケートに基づく地域内農地の地図化、地図に基づく話し合いにより、今後の農地の集約化の方針を定め、その方針を実現するために計画を実行することが重要となる。

また、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個人経営体又は団体経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実態に即した経営体の育成及び農地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした「地域営農のしくみづくり」を推進するとともに、農作業受委託組織等の育成、集落営農の組織化を促進するため、農用地利用改善団体等の地域ぐるみの組織との連携を図りながら、特定農業法人制度、特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

さらに、集約的な経営の展開を助長するため、南薩地域振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を検討する。

また、規模拡大に意欲的で経営の熟度が高い農業者の法人化をはじめ、地域農業の発展や地域経済の活性化を志向する農業者の法人化など、法人化に向けた多様な動きを関係機関・団体と一体となって推進し、地域農業の核となる経営体を育成するとともに、将来の担い手となる新規就農者の確保・育成を図るため、新規就農・就業等相談の窓口機能の強化や相談会の積極的な実施など、相談活動の充実を図るとともに、相談情報や就農等に向けた支援策の情報を関係機関・団体が共有し、的確な助言・支援を行うこととする。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定締結や農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼び掛ける等、積極的な地域農業への参画を促進する。

一方、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、定年帰農や半農半X（自給的農業と他産業就業を組み合わせたライフスタイル）、土地持ち非農家等との間では補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他農家等にも法やその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもとより、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関・団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

5 認定農業者の確保・育成支援

市は、市担い手協議会を主体に、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生

産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

また、先進的大規模経営を目指す農業者に対しては、農業協同組合の金融担当者、営農指導員及び日本政策金融公庫鹿児島支店の参画を仰ぎつつ、資金計画等の濃密な指導を実施し、農家の育成に努める。

なお、農業経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者が、継続的に経営の発展を図るためには、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で、新たな経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図っていけるよう、当該計画のフォローアップと新たな農業経営改善計画の作成を促進する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向

農業就業人口の減少に対応し、本市農業が持続的に発展していくためには、年間15人以上の新規就農者や新規就業者の確保に努めることが必要である。

このため、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域その他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たりで2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得）が確保できるよう、青年等就農計画の認定制度（認定新規就農者制度）を活用した経営改善を推進する。

また、青年等就農計画の達成に向けて、指導農業士等とも連携して支援を行うとともに、有効期限の終期を迎える認定新規就農者の認定農業者への円滑な移行を推進する。

併せて、新規就農者・新規就業者の確保・育成を進めるため、市内外での就農・就業相談活動等を推進する。

さらに、青年等就農計画に記載された農業経営の規模を目標年度までに達成できるよう、農地中間管理事業及び地域計画推進事業等の活用により、認定新規就農者に対する農用地の集積・集約化を推進する。

第2 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に掲げたような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として，現に本市及び周辺市で展開している優良事例を踏まえつつ，本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模，生産方式 【個人経営体】

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専業①	(作付面積等) そらまめ(露地) 90a オクラ(トンネル) 10a オクラ(露地) 10a (経営面積) 110a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 土壌消毒機 1台 マルチャー 1台 (その他) ・無霜又はこれに準ずる地帯の体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・温度管理の徹底 ・農業機械の有効利用	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 雇用従事者の確保
野菜専業②	(作付面積等) そらまめ(露地) 90a オクラ(ハウス) 10a (経営面積) 100a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 マルチャー 1台 (その他) ・無霜又はこれに準ずる地帯の体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・温度管理の徹底 ・農業機械の有効利用	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 雇用従事者の確保

(農業経営の指標)

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野 菜 専業③	(作付面積等) オクラ(ハウス) 80a オクラ(露地) 30a スナップえんどう (露地) 40a (経営面積) 90a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 マルチャー 1台 (その他) ・無霜又はこれに準ずる地帯の 体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・温度管理の徹底 ・農業機械の有効利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
野 菜 専業④	(作付面積等) 青果用さつまいも (トンネル) 40a 青果用さつまいも (早掘り) 130a 青果用さつまいも (普通掘り) 40a にんじん (マルチ) 100a (経営面積) 310a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 土入機 1台 甘しょ洗機 1台 にんじん洗機 1台 にんじん収穫機 1台 土壌消毒機 1台 甘しょハーベスター 1台 マルチャー 1台 動力噴霧機 1台 (その他) ・ハウス育苗 ・農業機械の有効利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野 菜 専業⑤	(作付面積等) スナップえんどう (露地) 50a 実えんどう(露地) 20a かぼちゃ(早熟) 50a かぼちゃ(抑制) 20a (経営面積) 140a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 (その他) ・ハウス育苗 ・えんどうの連作障害対策 ・農業機械の有効利用 ・無霜又はこれに準ずる地帯の 体系	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
野 菜 専業⑥	(作付面積等) レタス 100a 青果用さつまいも (早掘り) 120a (普通掘り) 120a にんじん(マルチ) 50a (経営面積) 390a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 土入機 1台 動力噴霧機 1台 マルチャー 1台 甘しょハーベスター 1台 土壌消毒機 1台 にんじん洗機 1台 移植機 1台 (その他) ・農業機械の有効利用 ・ハウス育苗	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜 専業⑦	(作付面積等) 春ばれいしょ 80a 加工用さつまいも 100a スナップえんどう 70a (経営面積) 250a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 マルチャー 1台 ハーベスター 1台 土壌消毒機 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 (その他) ・連作障害対策 ・ハウス育苗	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 雇用従事者の確保
野菜 専業⑧	(作付面積等) すいか(トンネル) 50a かぼちゃ(早熟) 100a かぼちゃ(抑制) 50a グリーンボール 100a キャベツ 100a (経営面積) 400a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 動力噴霧機 1台 移植機 1台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 (その他) ・連作障害対策 ・農業機械の有効利用	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 雇用従事者の確保

(農業経営の指標)

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野 菜 専業⑨	(作付面積等) オクラ(ハウス) 15a オクラ(露地) 20a ジャンボインゲン (ハウス) 15a スナップえんどう (露地) 40a (経営面積) 100a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 ハウス 1,500㎡ マルチャー 1台 (その他) ・農業機械の有効利用 ・無霜又はこれに準ずる地帯の 体系 ・連作障害対策	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
野 菜 専業⑩	(作付面積等) キャベツ 450a 青果用さつまいも (普通掘り) 100a (経営面積) 550a	(資本装備) トラクター 2台 トラック 1台 動力噴霧機 1台 乗用管理機 1台 移植機 2台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 甘しょハーベスター 1台 土入機 1台 (その他) ・生産技術の向上 ・土づくりの徹底 ・ハウス育苗	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜 花き	(作付面積等) スプレーギク 60a オクラ(ハウス) 10a (経営面積) 70a	(資本装備) トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 結束機 1台 選花機 1台 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 暖房機 1台 マルチャー 1台 ハウス 3,000m ² (その他) ・新母株管理の徹底 ・育苗環境の改善, 防風対策 ・病虫害防除の徹底 ・新品種の導入	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 雇用従事者の確保
果樹 専業①	(作付面積等) マンゴー 20a パッションフルーツ 20a (経営面積) 40a	(資本装備) トラック 1台 灌水施設 一式 動力噴霧機 1台 暖房機 もしくは 泉熱利用施設 一式 換気扇及び循環扇 一式 ハウス 4,000m ² (その他) ・生産(品質)技術の向上 ・土づくりの徹底 ・販路開拓による所得の向上を図る	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 雇用従事者の確保

(農業経営の指標)

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
果 樹 専業②	(作付面積等) ポンカン 20a タンカン 40a 不知火(施設) 40a ぶどう 30a (経営面積) 130a	(資本装備) トラック 1 台 運搬車 1 台 動力噴霧機 1 台 ハウス 7,000㎡ (その他) ・生産(品質)技術の向上 ・土づくりの徹底 ・販路開拓による所得の向上を 図る	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
たばこ 作 物	(作付面積等) たばこ 150a 加工用さつまいも 300a (経営面積) 450a	(資本装備) トラクター 1 台 トラック 1 台 管理機 1 台 マルチャー 1 台 A P - 1 1 台 共同乾燥施設 ハーベスター 1 台 動力噴霧機 1 台 土壌消毒機 1 台	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
花 き 専業①	(作付面積等) スプレーギク 80a (経営面積) 80a	(資本装備) トラック 1 台 トラクター 1 台 管理機 1 台 結束機 1 台 選花機 1 台 動力噴霧 1 台 土壌消毒機 1 台 暖房機 4 台 ハウス 3,000㎡ (その他) ・新母株管理の徹底 ・育苗環境の改善, 防風対策 ・病虫害防除の徹底 ・新品種の導入	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
花き 専業②	(作付面積等) グラジオラス切花200a 球根養成 100a (経営面積) 300a	(資本装備) トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 結束機 1台 選花機 1台 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 冷蔵庫 1台 球根堀取機 1台 (その他) ・生産技術の向上 ・新品種の導入 ・病虫害防除の徹底 ・球根養成によるコスト削減	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
観葉植 物専業	(作付面積等) 観葉植物(ハウス) 50a (経営面積) 50a	(資本装備) スキッドステアローダー 1台 トラック 1台 動力噴霧機 1台 ハウス(泉熱ポンプ 又は暖房機附帯) 5,000m ² (その他) ・育成体系と原木導入を組み 合わせて施設の高度利用を図 る。	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
肉用牛 一 貫 専 業	(飼養頭数) 繁殖牛 50頭 育成牛 9頭 肥育牛 60頭 (経営面積) 飼料畑 600a	(資本装備) トラクター 1台 ロールベラー 1台 堆肥散布機 1台 ラッピングマシン 1台 ホイルローダー 1台 ロールグラブ 1台 堆肥舎 牛舎 ダンプトラック 1台 ICT機器 ・牛群管理システム ・分娩監視装置 フォークリフト 1台 (その他) ・生産率 90%以上 ・肥育期間 18ヵ月 ・出荷体重 去勢789kg以上 雌 715kg以上	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入
肥育牛 専 業	(飼養頭数) 肥育牛 230頭	(資本装備) スキッドステアローダー 1台 ホイルローダー 1台 堆肥散布機 1台 (搭載) 直下型扇風機 一式 堆肥舎 牛舎 ダンプトラック 1台 フォークリフト 1台 (その他) ・肥育期間 18ヵ月 ・出荷体重 去勢789kg以上 雌 715kg以上	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
繁殖牛 専業	(飼養頭数) 繁殖牛 50頭 育成牛 9頭 (経営面積) 飼料畑 600a	(資本装備) トラクター 1台 ロールベラー 1台 マニユアスプレッダー 1台 堆肥散布機 1台 ロールグラブ 1台 ダンプトラック 1台 堆肥舎 牛舎 ホイルローダー 1台 ICT機器 ・牛群管理システム ・分娩監視装置 (その他) ・生産率 90%以上 ・せり市上場9ヵ月前後で出荷	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入
繁殖牛 野菜	(飼養頭数) 繁殖牛 30頭 育成牛 5頭 スナッペンどう (露地) 20a オクラ(露地) 10a (経営面積) 飼料畑・野菜畑 400a	(資本装備) トラクター 1台 ロールベラー 1台 堆肥散布機 1台 ラッピングマシン 1台 ロールグラブ 1台 ダンプトラック 1台 堆肥舎 牛舎 ホイルローダー 1台 ICT機器 ・牛群管理システム ・分娩監視装置 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 管理機 1台 マルチャー 1台 (その他) ・生産率 90%以上 ・せり市上場9ヵ月前後で出荷	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
養豚 一貫 専業	(飼養頭数) 種雄豚 8頭 種雌豚 100頭 雌育成豚 30頭 肉豚 1,240頭	(資本装備) ホイルローダー 1台 浄化处理施設 堆肥舎 豚舎 ダンプトラック 1台 (その他) ・分娩回転は、年2.3回以上を目標 ・種雌豚は、原則として自家産とするが約22%は外部導入 ・種雄豚は、能力検定豚を外部導入	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
ブロイラー 専業	(飼養羽数) 1回入雛 77,040羽 回転 年5.6回 431,420羽	(資本装備) 鶏舎 自動給餌システム 換気ファン 自動給水システム 加温システム 動噴セット スキッドステアローダー 1台 (その他) ・飼養期間 46日齢 ・育成率 97% ・オールイン・オールアウト	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

(注1) 個人経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 営農類型ごとの経営規模、生産方式 [団体経営体]

(農業経営の指標)

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野 菜 専業① 構成員 4人	(作付面積等) オクラ(ハウス) 30a オクラ(露地) 30a かぼちゃ(早熟) 50a かぼちゃ(抑制) 30a スナップえんどう (露地) 150a そらまめ(露地) 150a (経営面積) 440a	(資本装備) トラクター 2台 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 トラック 2台 マルチャー 1台 管理機 1台 (その他) ・ほ場の集団化	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	給料制の導 入 社会保険等 への加入 休日制の導 入 雇用の確保
野 菜 専業② 構成員 4人	(作付面積等) キャベツ 2,000a 青果用さつまいも (早掘り) 500a (普通掘り) 500a (経営面積) 3,000a	(資本装備) トラクター 2台 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 トラック 2台 播種機 1台 移植機 3台 甘しょハーベスター 2台 マルチャー 2台 フォークリフト 1台 (その他) ・連作障害対策 ・生産技術の向上 ・土づくりの徹底 ・育苗ハウス	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	給料制の導 入 社会保険等 への加入 休日制の導 入 雇用の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
観葉植 物専業 構成員 3人	(作付面積等) 観葉植物(ハウス)70a 観葉植物(露地)30a (経営面積) 100a	(資本装備) スキッドステアローダー 1台 トラック 1台 動力噴霧機 1台 ハウス (泉熱ポンプ又は暖房機帯) 7,000m ² (その他) ・育成体系と原木導入体系を 組み合わせて施設の高度利用 を図る。	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	給料制の導 入 社会保険等 への加入 休日制の導 入 雇用の確保
肉用牛 一貫 専業 構成員 2人	(飼養頭数) 繁殖牛 90頭 育成牛 16頭 肥育牛 110頭 (経営面積) 飼料畑 1,000a	(資本装備) トラクター 2台 ロールベアラー 1台 ラッピングマシン 1台 堆肥散布機 1台 堆肥舎 牛舎 ホイルローダー 1台 ロールグラブ 1台 ダンプトラック 1台 ICT機器 ・牛群管理システム ・分娩監視装置 フォークリフト 1台 (その他) ・生産率 90%以上 ・肥育期間 18ヵ月 ・出荷体重 去勢789kg以上 雌 715kg以上	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	給料制の導 入 社会保険等 への加入 休日制の導 入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
肥育牛 専業 構成員 2人	(飼養頭数) 肥育牛 420頭	(資本装備) スキッドステアローダー 1台 ホイルローダー 1台 堆肥散布機 1台 直下型扇風機 一式 堆肥舎 牛舎 ダンプトラック 1台 フォークリフト 1台 (その他) ・肥育期間 18ヵ月 ・出荷体重 去勢789kg以上 雌 715kg以上	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制の導入 社会保険等への加入 休日制の導入
養豚 一貫 専業 構成員 2人	(飼養頭数) 種雄豚 16頭 種雌豚 200頭 雌育成豚 60頭 肉豚 2,480頭	(資本装備) スキッドステアローダー 1台 ホイルローダー 1台 浄化处理施設 堆肥舎 豚舎 ダンプトラック 1台 (その他) ・分娩回転は、年2.3回以上を目標 ・種雌豚は、原則として自家産とするが約22%は外部導入 ・種雄豚は、能力検定豚を外部導入	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制の導入 社会保険等への加入 休日制の導入

(注1) 団体経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、構成員が他産業並みの労働時間で地域他産業の従事者と遜色ない水準の生涯所得を得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）をいう。

(注2) 団体経営体については、構成員の平均が、個人経営体の経営に係る営農類型ごとの指標になるよう準用する。

3 農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的指標は、次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ① 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- ② 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ③ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- ④ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- ⑤ 資金の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- ⑥ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- ⑦ 経営の規模拡大に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就業条件の整備等により、経理の分担や給料制を導入する。
- ⑧ パソコン等のIT機器の活用による情報収集能力を高める。

(2) 農業従事の態様

- ① 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- ② 労働計画に基づいた時間運営により、労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ③ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- ④ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- ⑤ 家族経営協定の締結等により、定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- ⑥ 従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場・農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。
- ⑦ 作業場等に休憩室や管理室などの整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の実施を図る。
- ⑧ 農業機械の運転アシスト装置、栽培ノウハウのデータ化等により、労働力の軽減を図る。

第3 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に掲げたような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式 [個人経営体]

(農業経営の指標)

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野 菜 専業①	(作付面積等) オクラ(トンネル) 10a スナップえんどう (露地) 20a そらまめ(露地) 10a (経営面積) 50a	(資本装備) トラクター 1 台 トラック 1 台 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台 土壌消毒機 1 台 マルチャー 1 台 (その他) ・無霜又はこれに準ずる地帯の 体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・農業機械の賃借利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入
野 菜 専業②	(作付面積等) オクラ(ハウス) 10a ジャンボインゲン (ハウス) 10a スナップえんどう (露地) 20a (経営面積) 40a	(資本装備) トラクター 1 台 トラック 1 台 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台 土壌消毒機 1 台 マルチャー 1 台 ハウス 1,000㎡ (その他) ・無霜又はこれに準ずる地帯の 体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・農業機械の賃借利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入

(農業経営の指標)

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野 菜 専業③	(作付面積等) キャベツ 150a 加工用さつまいも 100a かぼちゃ(早熟) 50a (経営面積) 300a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 マルチャー 1台 移植機 1台 ハーベスター 1台 (その他) ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・農業機械の賃借利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入
野 菜 専業④	(作付面積等) かぼちゃ(早熟) 40a かぼちゃ(抑制) 20a スナップえんどう (露地) 20a (経営面積) 80a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 (その他) ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・農業機械の賃借利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入

(農業経営の指標)

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
果 樹 専業①	(作付面積等) マンゴー 5a パッションフルーツ 15a (経営面積) 20a	(資本装備) トラック 1 台 動力噴霧機 1 台 暖房機 もしくは 泉熱利用施設 一式 灌水施設 一式 ハウス 2,000m ² 換気扇及び循環扇 一式 (その他) ・低樹高栽培 ・新たにハウス栽培を導入する農業者については、育成期間中(植栽5年目まで)は収益が上がらないため野菜等との組合せ(複合経営)により安定化を図る。 ・販路開拓による所得の向上を図る。	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 農繁期の雇用確保 休日制の導入
果 樹 専業②	(作付面積等) タンカン 40a 不知火 30a (経営面積) 70a	(資本装備) トラック 1 台 運搬車 1 台 ハウス 3,000m ² 動力噴霧機 1 台 (その他) ・生産(品質)技術の向上 ・土づくりの徹底 ・新たにハウス栽培を導入する農業者については、育成期間中(植栽5年目まで)は収益が上がらないため野菜等との組合せ(複合経営)により安定化を図る。 ・販路開拓による所得の向上を図る。	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 農繁期の雇用確保 休日制の導入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜 花き	(作付面積等) スプレーギク 30a オクラ(露地) 10a (経営面積) 40a (うち露地母株 8a)	(資本装備) トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 結束機 1台 選花機 1台 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 暖房機 1台 マルチャー 1台 ハウス 1,200㎡ (その他) ・新母株管理の徹底 ・育苗環境の改善, 防風対策 ・病虫害防除の徹底	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入
観葉植 物専業	(作付面積等) 観葉植物(ハウス) 30a (経営面積) 30a	(資本装備) スキッドステアローダー 1台 トラック 1台 動力噴霧機 1台 ハウス(泉熱ポンプ 又は暖房機附帯) 3,000㎡ (その他) ・育成体系と原木導入体系を 組み合わせて施設の高度利用 を図る ・育苗管理技術の向上による 損失率の低下 ・消費者ニーズに応じた品目 の導入	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
肥育牛 専業	(飼養頭数) 肥育牛 90頭	(資本装備) ホイルローダー 1台 ダンプトラック 1台 直下型扇風機 一式 堆肥舎 牛舎 (その他) ・肥育期間 18ヵ月 ・出荷体重 去勢789kg以上 雌 715kg以上	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 休日制の導入
繁殖牛 専業	(飼養頭数) 繁殖牛 20頭	(資本装備) 堆肥舎 牛舎 ホイルローダー 1台 (その他) ・生産率 90%以上 ・せり市上場 9ヵ月前後で出荷 ・堆肥活用について園芸農家や畜産農家の協力をもらう ・粗飼料については、購入とする。	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 休日制の導入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
繁殖牛 野菜	(飼養頭数) 繁殖牛 10頭 オクラ(露地) 10a スナッペンどう (露地) 20a (経営面積) 野菜畑 30a	(資本装備) トラクター 1台 堆肥舎 牛舎 トラック 1台 ホイールローダー 1台 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 管理機 1台 マルチャー 1台 (その他) ・生産率 90%以上 ・せり市上場 9ヵ月前後で 出荷 ・堆肥活用について園芸農家 や畜産農家の協力をもらう ・粗飼料については、購入と する。	複式簿記記 帳により経 営と家計と の分離を図 る。 青色申告の 実施	作業の効率化 休日制の導入

(注1) 個人経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組むべき経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は、次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ① 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- ② 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ③ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- ④ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- ⑤ 資金の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- ⑥ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- ⑦ パソコン等のIT機器の活用による情報収集能力を高める。

(2) 農業従事の態様

- ① 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- ② 労働計画に基づいた時間運営により、労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ③ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- ④ 家族労働力のみでは労働力が不足する時期には、雇用労働力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- ⑤ 家族経営協定の締結等により、定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- ⑥ 従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場・農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。
- ⑦ 農業機械の運転アシスト装置、栽培ノウハウのデータ化等により、労働力の軽減を図る。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者^(注1)の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、かごしま農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」という。）、南薩地域振興局、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施の支援を行う。

（注1）「農業を担う者」とは、認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産に直接関わっている者が幅広く該当する。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、南薩地域振興局や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施等のサポートを行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となる支援を行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用

機械等のあっせん・確保，就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議，県農地中間管理機構，農業委員会は，新たに農業経営を開始しようとする者に対して，農地等に関する相談対応，農地等に関する情報の提供，農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では，農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり，コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は，市担い手協議会及び農業協同組合と連携して，区域内における作付け品目毎の就農受入体制，研修内容，就農後の農業経営等，就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し，県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また，農業を担う者の確保のため，農業協同組合等の関係機関と連携して，経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め，市の区域内において後継者がいない場合は，県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに，新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター，県農地中間管理機構，農業委員会等の関係機関と連携して，円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本基本構想第2及び第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積(注1)のシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
70% (令和17年度) (注2)	市内全域

また、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整を行い、地域振興公社による農地中間管理事業及び特例事業を通じて、県、市、農業委員会等の関係機関・団体が連携して、農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

特に、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め農業を担う者への農地利用の促進を図る。

(注1) 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積」とは、担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業等による借入農地のほか、自己所有農地、農作業受委託面積(基幹的農作業(水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している面積)の合計面積を指す。

(注2) 上記数値の目標年次は、県基本方針と同じ令和17年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、市担い手協議会を活用し、関係機関・団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市は、関係機関・団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の効率的かつ総合的な利用を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を

促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の効率的かつ総合的な利用については、次により進めることとする。

- (1) 指宿地域においては、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させることによって、話し合いにより担い手不足の下で個人では解決が難しい遊休農地等の問題解決にも努める。
- (2) 山川地域及び開聞地域においては、ほ場整備がほぼ完了しているが、なお一層のほ場区画の大型化による高能率的な生産基盤の条件を活かすため、農地中間管理事業を通じて利用権の設定等を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産を行い、生産力の増進を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、鹿児島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 地域計画推進事業
- 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

また、本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業等を行う公益財団法人鹿児島県地域振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業等の促進のため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画推進事業については、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理事業の活用など、農用地の効率的かつ総合的な利用を推進する。

(1) 協議の場の開催時期

市は、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、地域の意向を踏まえて開催することとする。

(2) 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、幅広く参加者を募るため、市ホームページ等での周知に加え、農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。

(3) 協議の場の参加者

参加者については、農業者、市、農業委員会、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、南薩地域振興局、その他の関係者等とする。

（４）協議すべき事項

協議の場合は、次のとおりとする。

- ① 農業の将来のあり方
- ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

（５）相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農業支援センター内に設置する。

（６）農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

（７）地域計画の策定の進め方（関係機関との関わり方等）

南薩地域振興局、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

（８）地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方

地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

２ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

しかしながら、例えば、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、遊休農地等のうち要活用農地に該当しないものがある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から1つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

- ① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ （４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第５条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が、（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について、農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体に対する指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、南薩地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人鹿児島県地域振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、市

担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

（８）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

３ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

（１）農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、関係機関・団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者や非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から4に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、農業生産基盤の整備、野菜集荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- ② 市は、経営所得安定対策への積極的な取組によって、水稻作及び転作を通じ望ましい経営の育成を図ることとする。
- ③ 市は、強い農業づくり交付金等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ④ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、南薩地域振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市担い手協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮する。

第 7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和 4 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和 5 年 9 月 1 5 日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和○年○月○日から施行する。